



住宅の品質確保の促進等に関する法律
第5条第1項に基づく

設計住宅性能評価書

(共同住宅等)

下記の住宅について、評価方法基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1347号(最終改正 令和3年12月1日国土交通省告示 第1485号))に基づき評価を行った結果について、次の通り相違ないことを証します。

〔 なお、上記は評価方法基準に基づいて評価を行った結果であり、
時間経過による変化がないことを保証するものではありません。 〕

申請者	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]
建築主	氏名	[REDACTED]
	住所	[REDACTED]
電話番号		
設計者	氏名	株式会社 針生承一建築研究所 代表取締役 針生 承一
	住所	宮城県仙台市青葉区上杉1-10-25-501
電話番号	022-263-3580	
評価住宅	名称	梅田町賃貸集合住宅新築工事 東03F号室
	所在地	宮城県仙台市青葉区梅田町26番14地内

登録住宅性能評価機関名



一般財団法人 宮城県建築住宅センター

機関登録番号

東北地方整備局長 9

〒980-0011

宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1-20

評価員氏名



住宅に関する基本的な事項(設計住宅性能評価申請書により確認したものである)

事項	内容
住宅の階数	地上〔 4 階〕 地下〔 - 階〕
住宅の面積	建築面積〔 1,036.62 m ² 〕 延べ面積〔 3,101.53 m ² 〕
住宅の構造	〔 鉄筋コンクリート造 〕 一部〔 鉄骨造 〕

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第一条第八号に基づき住宅の性能に関し日本住宅性能表示基準に従って表示すべき事項ごとの住宅性能評価の実施の有無を下記の通り明示する。

実施	評価事項	実施	評価事項
■	1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)	■	5-1 断熱等性能等級(※)
■	1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	□	5-2 一次エネルギー消費量等級(※)
■	1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	□	6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)
□	1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	□	6-2 換気対策
□	1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	□	6-3 室内空気中の化学物質の濃度等
■	1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法	□	7-1 単純開口率
■	1-7 基礎の構造方法及び形式等	□	7-2 方位別開口比
□	2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)	□	8-1 重量床衝撃音対策
□	2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)	□	8-2 軽量床衝撃音対策
□	2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)	□	8-3 透過損失等級(界壁)
□	2-4 脱出対策(火災時)	□	8-4 透過損失等級(外壁開口部)
□	2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部))	□	9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)
□	2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(開口部以外))	□	9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)
□	2-7 耐火等級(界壁及び界床)	□	10-1 開口部の侵入防止対策
■	3-1 劣化対策等級(構造躯体等)	□	液状化に関する参考情報の提供
■	4-1 維持管理対策等級(専用配管)	□	
■	4-2 維持管理対策等級(共用配管)	□	
■	4-3 更新対策(共用排水管)	□	
□	4-4 更新対策(住戸専用部)	□	

※5-1 又は5-2 若しくは両方の選択が必要な項目で、必須項目となる。

必須項目

(住棟) 住棟番号:

評価書交付番号: 132-00-2022-1-2-00237

項目	結果	
実施の有無		
1. 構造の安定に関すること	<p>■ 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)</p> <p>③ 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるものの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度</p> <p>② 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるものの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度</p> <p>□ 評価対象外(免震建築物)</p> <p>1 極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度</p>	
	<p>■ 1-3 その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷)</p> <p>評価対象建築物が免震建築物であるか否か</p> <p>□ 免震建築物 ■ その他</p>	
	<p>■ 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法</p> <p>地盤又は杭に見込んでいる常時作用する荷重に対し抵抗し得る力の大きさ及び地盤に見込んでいる抵抗し得る力の設定の根拠となった方法</p> <p>■ 地盤の許容応力度 [300 kN/m²]</p> <p>□ 杭の許容支持力 [] kN/本]</p> <p>□ 杭状改良地盤の許容支持力度 [] kN/m²]</p> <p>□ 杭状改良地盤の許容支持力 [] kN/本]</p> <p>地盤調査方法等 [標準貫入試験]</p> <p>地盤改良方法 []</p>	
	<p>■ 1-7 基礎の構造方法及び形式等</p> <p>直接基礎の構造及び形式又は杭基礎の杭種、杭径及び杭長</p> <p>■ 直接基礎 構造方法 [鉄筋コンクリート造] 形式 [布基礎]</p> <p>□ 杭基礎 杭種[] 杭径[cm] 杭長 [m]</p>	
3. 劣化の軽減に関すること	<p>■ 3-1 劣化対策等級(構造躯体等)</p> <p>構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度</p> <p>3 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で3世代(おおむね75~90年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている</p> <p>2 通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で2世代(おおむね50~60年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている</p> <p>① 建築基準法に定める対策が講じられている</p>	

必須項目

(住棟) 住棟番号:

評価書交付番号:132-00-2022-1-2-00237

項目		結果	
実施の有無			
4.維持管理・更新への配慮に関すること	<input checked="" type="checkbox"/> 4-2 維持管理対策等級 (共用配管)	共用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度	
		3 清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		② 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	
		1 その他	
		□ 該当なし	
	<input checked="" type="checkbox"/> 4-3 更新対策 (共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な対策	
		更新対策等級 (共用排水管)	共用排水管の更新を容易とするため必要な更新の程度
		3 配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		② 配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている	
		1 その他	
	<input checked="" type="checkbox"/> 共用排水立管の位置	共用排水立管が設置されている位置	
		■ 共用廊下に面する共用部分	□ 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部
		□ バルコニー	■ 住戸専用部
		■ その他	
		□ 該当なし	

必須項目

(住戸) 住戸番号: 東03F

評価書交付番号:132-00-2022-1-2-00237

項目		結果	
実施の有無			
4.維持管理・更新への配慮に関すること	<input checked="" type="checkbox"/> 4-1 維持管理対策等級 (専用配管)	専用の給排水管、給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度	
		3 掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている	
		② 配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている	
		1 その他	
		□ 該当なし	
	<input checked="" type="checkbox"/> 5-1 断熱等性能等級	外壁、窓等を通して熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度	
		地域の区分 [1 2 3 4 ⑤ 6 7 8]	
		④ 热損失等の大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている	
		外皮平均熱貫流率 [0.76 W/(m ² ·K)]	
		冷房期の平均日射熱取得率 [1.4]	
	<input checked="" type="checkbox"/> 5-2 一次エネルギー消費量等級	3 热損失等の一定程度の削減のための対策が講じられている	
		2 热損失の小さな削減のための対策が講じられている	
		1 その他	
		一次エネルギー消費量の削減のための対策の程度	
		地域の区分 [1 2 3 4 5 6 7 8]	
	<input checked="" type="checkbox"/>	5 一次エネルギー消費量のより大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第12条第1項の規定により求められたものであるものに限る)に相当する程度)が講じられている	
		床面積当たりの設計一次エネルギー消費量 [- MJ/(m ² ·年)]	
		4 一次エネルギー消費量の大きな削減のための対策(基準省令に定める建築物エネルギー消費性能基準(その設定の基礎となる基準一次エネルギー消費量が、基準省令第5条第1項の規定により求められたものであるものに限る。)に相当する程度)が講じられている	
		1 その他	

選択項目

(住棟) 住棟番号:

評価書交付番号:132-00-2022-1-2-00237

項目		結果
実施の有無		
1. 構造の 安定に關 すること	<input checked="" type="checkbox"/> 1-2 耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		3 稽に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.5倍の力に対して損傷を生じない程度
		② 稽に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)の1.25倍の力に対して損傷を生じない程度
	<input type="checkbox"/> 評価対象外(免震建 築物)	1 稽に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第2項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	<input type="checkbox"/> 1-4 耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止 及び損傷防止)	暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稽に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるもの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稽に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
		1 極めて稽に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるもの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稽に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
	<input type="checkbox"/> 1-5 耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止 及び損傷防止)	屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ
		2 極めて稽に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるもの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稽に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
	<input type="checkbox"/> 該当区域以外	1 極めて稽に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるもの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稽に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
2. 火災時 の安全に 關すること	<input type="checkbox"/> 2-5 耐火等級(延焼のお それのある部分(開口 部))	延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ
		3 火炎を遮る時間が60分相当以上
		2 火炎を遮る時間が20分相当以上
	<input type="checkbox"/> 該当なし	1 その他
	<input type="checkbox"/> 2-6 耐火等級(延焼のお それのある部分(開口部 以外))	延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ
		4 火熱を遮る時間が60分相当以上
		3 火熱を遮る時間が45分相当以上
		2 火熱を遮る時間が20分相当以上
	<input type="checkbox"/> 該当なし	1 その他

選択項目

(住戸) 住戸番号: 東03F

評価書交付番号:132-00-2022-1-2-00237

項目		結果
実施の有無		
2. 火災時 の安全に 關すること	<input type="checkbox"/> 2-1 感知警報装置設置 等級 (自住戸火災時)	評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
		3 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		2 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
		1 評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
	<input type="checkbox"/> 2-2 感知警報装置設置 等級 (他住戸等火災時)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ
		4 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
		3 他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
		2 他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
	<input type="checkbox"/> 該当なし	1 その他

選択項目

(住戸) 住戸番号: 東03F

評価書交付番号: 132-00-2022-1-2-00237

項目		結果						
実施の有無								
2. 火災時の安全に関すること	<input type="checkbox"/> 2-3 避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策						
		共用廊下の排煙の形式						
		<input type="checkbox"/> 開放型廊下 <input type="checkbox"/> 自然排煙 <input type="checkbox"/> 機械排煙(一般) <input type="checkbox"/> 機械排煙(加圧式) <input type="checkbox"/> その他						
		避難に有効な共用廊下の平面形状						
		<input type="checkbox"/> 通常の歩行経路による2以上の方向への避難が可能 <input type="checkbox"/> 直通階段との間に他住戸等がない <input type="checkbox"/> その他 (結果が「その他」の場合のみ、以下の「耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)」の結果を表示する。)						
		耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)						
		避難経路の隔壁の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ						
		<table border="1"> <tr> <td>3</td><td>火炎を遮る時間が60分相当以上</td></tr> <tr> <td>2</td><td>火炎を遮る時間が20分相当以上</td></tr> <tr> <td>1</td><td>その他</td></tr> </table>	3	火炎を遮る時間が60分相当以上	2	火炎を遮る時間が20分相当以上	1	その他
3	火炎を遮る時間が60分相当以上							
2	火炎を遮る時間が20分相当以上							
1	その他							
<input type="checkbox"/> 2-4 脱出対策(火災時)								
通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策								
<input type="checkbox"/> 直通階段に直接通ずるバルコニー <input type="checkbox"/> 隣戸に通ずるバルコニー <input type="checkbox"/> 避難器具[] <input type="checkbox"/> その他[]								
<input type="checkbox"/> 2-7 耐火等級(隔壁及び界床)								
住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ								
<table border="1"> <tr> <td>4</td><td>火熱を遮る時間が60分相当以上</td></tr> <tr> <td>3</td><td>火熱を遮る時間が45分相当以上</td></tr> <tr> <td>2</td><td>火熱を遮る時間が20分相当以上</td></tr> <tr> <td>1</td><td>その他</td></tr> </table>	4	火熱を遮る時間が60分相当以上	3	火熱を遮る時間が45分相当以上	2	火熱を遮る時間が20分相当以上	1	その他
4	火熱を遮る時間が60分相当以上							
3	火熱を遮る時間が45分相当以上							
2	火熱を遮る時間が20分相当以上							
1	その他							
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	<input type="checkbox"/> 4-4 更新対策(住戸専用部)	住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	<input type="checkbox"/> 4-4 更新対策(住戸専用部)	住戸専用部の構造躯体等の床版等に挟まれた空間の高さ						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	<input type="checkbox"/> 4-4 更新対策(住戸専用部)	異なる転換部の最も低い部分の部位(異なる転換部が存する場合はその最も低い部分の内法高さを下に併せて表示):						
		<input type="checkbox"/> はり <input type="checkbox"/> 傾斜屋根 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 該当なし						
		異なる転換部の最も低い部分の内法高さ:[mm以上]						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
4. 維持管理・更新への配慮に関すること	<input type="checkbox"/> 4-4 更新対策(住戸専用部)	住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるもの有無						
		<input type="checkbox"/> あり (<input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 柱) <input type="checkbox"/> なし						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						
		転換						

選択項目

(住戸) 住戸番号: 東03F

評価書交付番号: 132-00-2022-1-2-00237

項目		結果																					
実施の有無																							
6. 空気環境に関すること	<input type="checkbox"/> 6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)	<p>居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する <input type="checkbox"/> 特定建材を使用する <input type="checkbox"/> その他の建材を使用する <p>(結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ホルムアルデヒド発散等級</th> </tr> <tr> <th colspan="2">居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ</th> </tr> <tr> <th>内装</th><th>天井裏等</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3</td><td>3</td><td>ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>2</td><td>ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)</td></tr> <tr> <td>1</td><td>-</td><td>その他</td></tr> </tbody> </table>						ホルムアルデヒド発散等級		居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ		内装	天井裏等		3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)	2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)	1	-	その他
ホルムアルデヒド発散等級																							
居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ																							
内装	天井裏等																						
3	3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)																					
2	2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本産業規格又は日本農林規格のF☆☆☆等級相当以上)																					
1	-	その他																					
	<input type="checkbox"/> 6-2 換気対策	室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するため必要な換気対策																					
	<input type="checkbox"/> 居室の換気対策	住宅の居室に必要な換気量が確保できる対策																					
		<input type="checkbox"/> 機械換気設備		<input type="checkbox"/> その他[]																			
	<input type="checkbox"/> 局所換気対策	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策																					
	<input type="checkbox"/> 便所 (該当なし)	便所:	<input type="checkbox"/> 機械換気設備	<input type="checkbox"/> 換気のできる窓	<input type="checkbox"/> なし																		
	<input type="checkbox"/> 浴室 (該当なし)	浴室:	<input type="checkbox"/> 機械換気設備	<input type="checkbox"/> 換気のできる窓	<input type="checkbox"/> なし																		
	<input checked="" type="checkbox"/> 台所 (該当なし)	台所:	<input type="checkbox"/> 機械換気設備	<input type="checkbox"/> 換気のできる窓	<input type="checkbox"/> なし																		
7. 光・視環境に関すること	<input type="checkbox"/> 7-1 単純開口率	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合の大きさ																					
		単純開口率:[]																					
	<input type="checkbox"/> 7-2 方位別開口比	居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の各方位毎の比率の大きさ																					
		北:[]		東:[]																			
		南:[]		西:[]		真上:[]																	
8. 音環境に関すること	<input type="checkbox"/> 8-1 重量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策																					
	<input type="checkbox"/> 重量床衝撃音 対策等級	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度																					
		上階	下階																				
		最高	最低	最高	最低																		
		5	5	5	5	特に優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のLi,r,H-50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている																	
		4	4	4	4	優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のLi,r,H-55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている																	
		3	3	3	3	基本的な重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のLi,r,H-60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている																	
		2	2	2	2	やや低い重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のLi,r,H-65等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている																	
		1	1	1	1	その他																	
	<input type="checkbox"/> 相当スラブ厚(重量床衝撃音)	居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度をコンクリート单板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ																					
		上階	最高	<input type="checkbox"/> 27cm以上	<input type="checkbox"/> 20cm以上	<input type="checkbox"/> 15cm以上	<input type="checkbox"/> 11cm以上																
			最低	<input type="checkbox"/> 27cm以上	<input type="checkbox"/> 20cm以上	<input type="checkbox"/> 15cm以上	<input type="checkbox"/> その他																
		下階	最高	<input type="checkbox"/> 27cm以上	<input type="checkbox"/> 20cm以上	<input type="checkbox"/> 15cm以上	<input type="checkbox"/> 11cm以上																
			最低	<input type="checkbox"/> 27cm以上	<input type="checkbox"/> 20cm以上	<input type="checkbox"/> 15cm以上	<input type="checkbox"/> 11cm以上																

選択項目

(住戸) 住戸番号: 東03F

評価書交付番号: 132-00-2022-1-2-00237

項目		結果									
実施の有無											
<input type="checkbox"/>	8-2 軽量床衝撃音対策	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策									
<input type="checkbox"/>	□ 軽量床衝撃音対策等級	居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度									
	□ 該当なし(上階)	上階	最高	5	下階	最高	5	5	5	5	特に優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のLi,r,L-45等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
	□ 該当なし(下階)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のLi,r,L-50等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
	□ 軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のLi,r,L-55等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
	□ 該当なし(上階)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	やや低い軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本産業規格のLi,r,L-60等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
	□ 該当なし(下階)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	その他
<input type="checkbox"/>	8-3 透過損失等級(界壁)	居室の界壁の構造による空気伝搬音の遮断の程度									
	□ 該当なし	4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のRr-55等級相当以上)が確保されている程度。								
	3	優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のRr-50等級相当以上)が確保されている程度。									
	2	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本産業規格のRr-45等級相当以上)が確保されている程度。									
	1	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度									
<input type="checkbox"/>	8-4 透過損失等級(外壁開口部)	居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度									
	□ 北 該当なし	北	東	南	西						
	□ 東 該当なし	3	3	3	3	3	3	3	3	3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のRm(1/3)-25相当以上)が確保されている程度
	□ 南 該当なし	2	2	2	2	2	2	2	2	2	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本産業規格のRm(1/3)-20相当以上)が確保されている程度
	□ 西 該当なし	1	1	1	1	1	1	1	1	1	その他
9. 高齢者等への配慮に関すること	<input type="checkbox"/> 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)	住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度									
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている								
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている								
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている								
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている								
		1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている								
	<input type="checkbox"/> 9-2 高齢者等配慮対策等級(共用部分)	共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度									
		5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている								
		4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている								
		3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで到達するための基本的な措置が講じられている								
		2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている								
		1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている								
	□ 該当なし										

選択項目

(住戸) 住戸番号: 東03F

評価書交付番号: 132-00-2022-1-2-00237

項目		結果	
実施の有無			
10.防犯に関する []	□ 10-1 開口部の侵入防止対策	通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止する為の対策	
		評価対象開口部の区分	
		建物出入口の存する階の住戸	a 住戸の出入口
		[階]	[階]
	□ 評議なし	b 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下、共用階段若しくはバルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下、共用階段若しくはバルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)	□ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる □ その他 □ 評議する開口部なし
		c a及びbに掲げるもの以外のもの	□ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる □ その他 □ 評議する開口部なし
		建物出入口の存する階以外の階の住戸	a 住戸の出入口
		[階]	[階]
	□ 評議なし	b (i) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下又は共用階段からの開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下又は共用階段から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。) (ii) 地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(a又はb(i)に該当するものを除く。)	□ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる □ その他 □ 評議する開口部なし
		c a及びbに掲げるもの以外のもの	□ すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である □ シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる □ その他 □ 評議する開口部なし